

一般社団法人熊本県農業法人協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人熊本県農業法人協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本市に置く。

(公告方法)

第3条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第4条 本会は、本会の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、熊本県内の農業経営を営む法人（以下「農業法人」という）の自主性・主体性を基本にした組織活動により、農業法人の経営確立と健全な経営発展を図るとともに、農業の社会的地位の確立及び地域農業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 農業及び農業法人に関する調査研究
- 2 農業及び農業法人に関する情報の収集・提供
- 3 異業種・消費者との交流、交換会、イベントの開催
- 4 農業及び農業法人の改善発展に関する研修・コンサルタント活動
- 5 農業及び農業法人の人材育成、研修、就業条件の改善

- 6 農業法人の改善発展に関する施策推進への協力
- 7 公益社団法人日本農業法人協会の支部活動・運営に関する事業
- 8 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 社 員

（社員の資格）

第7条 本会の社員は、本会の趣旨に賛同する農業法人とする。

- ② 社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

（入 社）

第8条 本会の成立後社員となるには、本会所定の加入申込書により入社の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（経費の支払義務）

第9条 社員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。

（社員名簿）

第10条 本会は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 本会の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

（退 社）

第11条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員たる農業法人格の喪失
- 2 社員の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 3 総社員の同意
- 4 除名

5 会費を納入せず督促後なお翌年度の総会までに会費を納入しないとき

- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。
この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第4章 社員総会

(招 集)

第12条 本会の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。
③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、出席した社員のうちから選出する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第17条 社員は、本会の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその総会において選任された2名の議事録署名人が署名又は記名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

（役員の設置等）

第19条 本会に次の役員を置く。

（1）理事 3名以上25名以内

（2）監事 3名以内

- ② 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- ③ 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- ② 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事及び監事の任期）

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(招 集)

第23条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第24条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第27条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第28条 会長、副会長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第29条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第31条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第32条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の名称及び住所)

第33条 本会の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

(設立時の役員)

第34条 本会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(設立時の代表理事)

第35条 本会の設立時代表理事は、次のとおりとする。

(最初の事業年度)

第36条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和2年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人熊本県農業法人協会を設立のため、設立時社員有限会社コウヤマ外6名の定款作成代理人である司法書士嶋田一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年7月30日

上記設立時社員7名の定款作成代理人

熊本市南区江越一丁目2番21号

司法書士 嶋田一郎